

障害者差別解消法をご存知ですか？

この法律は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目指しています。



不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由がなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止しています。

例えば・・・

障害があることを理由として

- ・レストランの入店を断られた。



- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思※1が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

例えば・・・

- ・車いすの方が電車に乗るときに手助けをする。



- ・聴覚障害のある方に、筆談で対応する。

※1 本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人の補佐をして意思の表明をすることもできます。

※2 お金がたくさんかかったり、事業所に大きな負担がかかる場合には、「合理的配慮の不提供」にならないこともあります。

裏面に、障害のある方のお声を掲載しています！



わたしたちの声

<外出編>



<視覚障害のある方>

◆バスや電車には優先席がありますが、視覚障害があると優先席を探すのも大変ですし、空席であるかどうかの確認も難しいです。声を掛けてもらえると助かります。



<発達障害・知的障害のある方>

◆慣れないところに行く時は、迷ったり混乱しないように行き方をメモに書いて準備しています。もし、メモを持った人の相談を受けたら、メモに書いて教えてもらえると助かります。



<身体障害のある方>

◆レストランなどで食事を注文する場合、お皿の形態によってはうまく食べられないことがあります。お皿の形態（深くてすくいやすい）や、お皿を置く場所について相談するかもしれません。



<聴覚障害のある方>

◆店員さんとのやり取りの時には「自分が聞こえていない事が分かるかな？」という心配を感じています。一方で、聞こえないとわかるとそれだけで戸惑ってしまう方も多くいて、難しさを感じています。視覚的にわかるようにしてもらえると助かります。



★このご意見は、「茅ヶ崎市自立支援協議会 障害理解促進部会」が障害のある当事者の方に外出時に困っていることについてアンケートを行い作成した障害の理解啓発に関するパンフレットから一部を抜粋したものです。市のホームページ等掲載していますのでよろしければご活用ください。

